

外国人を雇用する事業者のみなさまへ

## 外国人従業員の退職・出国時の 市・県民税納付にご協力ください！

市・県民税は年の途中で退職・出国しても納税義務は残ります。  
以下の書類の提出が必要になる場合があります。

### ①給与所得者異動届出書

現年度の残りの市・県民税の納付方法を決める手続き



一括徴収または普通徴収で納付してください。

### ②納税管理人申告書

納税義務者に代わり、出国後の納税手続きを行う代理人を決める手続き



納税管理人が納税義務を負うわけではありません。

### ③税額試算依頼書

新年度の市・県民税を試算するための手続き



源泉徴収票など、所得がわかるものと併せて提出をお願いします。

退職・出国時期によって手続きが異なります。  
詳しくは裏面をご覧ください。



お問い合わせ・書類提出先

〒920-8577 金沢市広坂1-1-1  
金沢市 総務局 市民税課  
☎ 076-220-2161～2163・2166

詳細な手順や様式はこちら

🔍 金沢市 市県民税 納税管理人

で検索

URL: <https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasa-gasu/shiminzeika/gyomuannai/1/1/30518.html>



# 出国時期に応じた手続き

## 6月～12月の間に退職・出国するとき

一括徴収の可否により、提出書類が異なります。

現年度（一括徴収ができる場合）

① 給与所得者異動届出書

在職時

出国 ✈

退職時

毎月の給与から特別徴収

最終給与等から残額の一括徴収

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

1月

2月

3月

4月

5月

現年度（一括徴収ができない場合）

① 給与所得者異動届出書

② 納税管理人申告書

在職時

出国 ✈

退職時

毎月の給与から特別徴収

本人が納付書で納付（普通徴収）

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

1月

2月

3月

4月

5月

## 1月～5月の間に退職・出国するとき

①～③のすべての書類の提出をお願いします。

現年度（地方税法により、残りの税額の一括徴収が義務付けられています。）

① 給与所得者異動届出書

在職時

出国 ✈

退職時

毎月の給与から特別徴収

最終給与等から残額の一括徴収

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

1月

2月

3月

4月

5月

新年度（1月2日以降に出国する場合、新年度の個人市・県民税も課税されます。）

退職時

概算税額の通知が届いたら

6月

②

納税管理人  
申告書

③

税額試算  
依頼書

提出



従業員から  
概算税額を預かる



納税管理人が  
納付書で納付